

(別紙)

割賦販売法（前払信用分野）の手続き・事務における旧氏記載について

割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）及びこの法律に基づく政省令並びに割賦販売法（前払式特定取引）に基づく監督の基本方針（友の会編・冠婚葬祭互助会編）（以下「割賦販売法令等」という。）の規定に基づく申請、届出等（前払式割賦販売、前払式特定取引及び指定受託機関に係るものに限る。）における旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載の運用について、下記のとおり周知いたします。

記

割賦販売法令等の規定に基づく申請、届出その他の手続きにおける旧氏記載について、申請者等が、申請、届出その他の手続きを行おうとする際に、旧氏併記を希望する場合は、旧氏を併記することができる。

また、一部の手続きについては、旧氏を併記した書類が既に提出されていることを前提に、旧氏のみを記載することが可能である。